

新潟県条例第46号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
種 類	細 目	単 位	料 金	種 類	細 目	単 位	料 金
(略)				(略)			
3 土 石採 取料 その 他の 河川 産出 物採 取料	(1) 土石採取料 ア 石			3 土 石採 取料 その 他の 河川 産出 物採 取料	(1) 土石採取料 ア 石		
	(ア) 長径8セ ンチメー ト以上30セ ンチメー ト未満の もの	1 立 方メ ー ト	<u>175円</u>		(ア) 長径8セ ンチメー ト以上30セ ンチメー ト未満の もの	1 立 方メ ー ト	<u>160円</u>
	(イ) 長径30セ ンチメー ト以上45セ ンチメー ト未満の もの	1 個	<u>65円</u>		(イ) 長径30セ ンチメー ト以上45セ ンチメー ト未満の もの	1 個	<u>60円</u>
	(ウ) 長径45セ ンチメー ト以上60セ ンチメー ト未満の もの	〃	<u>130円</u>		(ウ) 長径45セ ンチメー ト以上60セ ンチメー ト未満の もの	〃	<u>120円</u>
	(エ) 長径60セ ンチメー ト以上90セ ンチメー ト未満の もの	〃	<u>3,940円</u>		(エ) 長径60セ ンチメー ト以上90セ ンチメー ト未満の もの	〃	<u>3,610円</u>
	(オ) 長径90セ ンチメー ト以上120 センチメ ートル未 満の もの	〃	<u>7,895円</u>		(オ) 長径90セ ンチメー ト以上120 センチメ ートル未 満の もの	〃	<u>7,230円</u>
	(カ) 長径120 センチメ ートル以 上の もの	〃	<u>7,895円</u> に 長径が120 センチメ ートルを 超える 15センチ メートル までご とに <u>789円</u> を 加算した 額		(カ) 長径120 センチメ ートル以 上の もの	〃	<u>7,230円</u> に 長径が120 センチメ ートルを 超える 15センチ メートル までご とに <u>723円</u> を 加算した 額

	イ 砂利	1 立 方メ ートル	<u>195円</u>		イ 砂利	1 立 方メ ートル	<u>180円</u>
	ウ かき込み砂 利	〃	<u>175円</u>		ウ かき込み砂 利	〃	<u>160円</u>
	エ 土砂	〃	<u>150円</u>		エ 土砂	〃	<u>140円</u>
	オ (略)	(略)	(略)		オ (略)	(略)	(略)
	(2) (略)		(略)		(2) (略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。